

2019年3月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年 3月 6日（水）

◎藤沢加代議員の一般質疑と答弁（30分）

- 1、常勤講師と教諭の給与格差について
- 2、非正規教員のうち、市費の学校支援講師について
- 3、教員の新規採用について
- 4、小中学校空調整備事業について



藤沢加代議員への答弁

- 北橋市長（教室エアコン）
- 教育長（常勤講師の給料表）
（学校支援講師の処遇の改善）
（新規採用枠の拡大）
（特別教室のエアコンに加えて、職員室、給食調理室、体育館の今後計画）

◎藤沢議員の第2質問（特別教室のエアコン設置）

- 教育長の答弁

◎藤沢議員の第3質問（特別教室のエアコン設置）

- 教育長の答弁

◎藤沢議員の第4質問（体育館のエアコン設置）

- 教育長の答弁

◎藤沢議員の第5質問（常勤講師と教諭の給与格差）

- 教育長の答弁

◎藤沢議員

以上

2019年3月定例会 本会議 一般質疑と当局答弁

2019年 3月 6日(水)

◎藤沢加代議員の一般質疑と答弁(30分)

私は日本共産党市会議員団を代表し、一般質疑を行います。

1、一般会計暫定予算案教育費のうち、教育職員費、特に非正規教員の給与その他処遇改善、及び正規率の向上について質問します。

第1に常勤講師と教諭の給与格差についてです。

非正規である常勤講師は法律に基づいて配置することが求められている先生です。任用期間は1年以内で、継続して勤務する場合も、3学期末、3月28日でいったん任用が満了し、4月1日から再度任用されます。常勤講師の任用期間は「地方公務員法」で6ヶ月以内、さらに6カ月を超えない期間で1回だけ更新可能です。常勤講師は、勤務時間や仕事内容は正規の教諭とほとんど変わらず、担任や部活動の指導のほか、進路指導など、重要な役割を担っています。

給与は給料表で講師が1級、教諭が2級のため、小・中学校において新規採用時22歳の給与は、月額が教諭約226,000円に対し講師約222,000円で、年収の差は教諭370万円に対し講師360万円、差は10万円ですが、8年後30歳では、教諭510万円に対し講師440万円と、70万円に拡大、40歳では教諭665万円に対し講師485万円、差は180万円へと広がります。上限を設けているため概ね40歳で485万円の頭打ちとなります。年齢を重ねるとさらに差が拡大します。

本市は来年度からこの上限を撤廃することですが、上限が無くなっても格差が解消されることはありません。東京埼玉広島など11都道府県が給料表の級を統一していますが、本市教育委員会も含め全国の多くの府県政令市教育委員会が級を区別しています。地方公務員法には同じ職務に従事する職員は同じ級に分類する「職務給の原則」があり、総務省は早期の解消を求めています。

同一労働同一賃金の原則から給料表の級の区別をやめて統一すべきです。答弁を求めます。

①

第2に非正規教員のうち、市費の学校支援講師についてです。

教員免許を持つ学校支援講師は、「学力向上、特別支援教育、いじめ・非行対策など、学校の課題や状況に柔軟に対応し、学校運営を一層円滑に進めていくため」と配置されている先生で、学級担任はしません。今年度は特別支援学級補助講師55名を含め245人、昨年度は294人の配置です。

非常勤嘱託職員と位置付けられ、任用期間は年度初めの始業式から年度末終業式当日まで、1日の勤務時間は8時30分から16時45分、教諭や常勤講師の勤務は17時までで、15分早く退勤時間が定められています。市嘱託職員の休憩時間は1時間、学校現場は45

分のため、こうした差が出ます。年度ごとの委嘱で報酬は年収 280 万円、次の年再委嘱されても経験が加算されることはありません。非正規の常勤講師 360 万円と比較しても 22 歳のスタート時点で既に 80 万円の差があります。8 年たった 30 歳では、差は 160 万円、正規教諭との差は 230 万円と、ほぼ半額になります。夏休みは勤務を要しない日数が日割りで減額されます。夏の特別休暇は正規 6 日に対し 4 日、交通費も上限日額 900 円です。また 4 月から 3 月まで働きながら年休は 10 日間しか取れません。年度末には 4 月から仕事があるかどうかの不安もあります。

近年講師不足が顕著となっています。講師希望者の全体数が大きく減少していることから、年度途中の欠員等に対応できない事態も発生していますが、このような処遇も関連しているのではないのでしょうか。これで意欲を持って働くことができるのでしょうか。そして何よりも、学校の先生は、子どもたちにとってはみんな同じ先生です。改善が必要です。答弁を求めます。②

第 3 に新規採用についてです。

教育委員会は、来年度の新規採用枠を拡大し、養護教諭、栄養教諭を含め採用試験の最終合格者を前年度の 230 人から 155 人増の 385 人としました。小学校で前年度 117 人に対し 190 人と 73 人増、中学校で、53 人から 111 人に 58 人増、特別支援学校は 47 人から 59 人へ 12 人増としましたが、焼け石に水状態です。

教育長は 2017 年 12 月本会議の答弁で「将来的な定数の見直しには非常に苦慮している」として、正規率 87.2%を「数年後には 9 割程度にふやしたい」と述べました。数年後とは 3 年後でしょうか、5 年後、6 年後ですか。子どもたちの成長発達は待たないです。今の子どもたちを犠牲にして良い訳はありません。将来は学級定数をさらに小規模にしていく方向が求められています。採用倍率の低下による教員の質の確保や、今後の児童生徒数の減少から学級数の減少が見込まれることなどを理由に採用数の大幅増加を躊躇しています。2015 年度から毎年度の 5 月 1 日現在の非正規教員数は小学校、中学校特別支援学校合わせて、677 人、558 人、611 人、657 人と改善されていません。採用増で来年度常勤講師の数をどれだけ減少できますか。思い切ってさらに採用枠を拡大すべきです。答弁を求めます。③

2、次に 3 月補正予算案のうち、小中学校空調整備事業について質問します。

47 中学校の音楽室、10 小学校の理科室への設置費用 4 億 9,350 万円が計上されました。昨年夏は全国で 35 度以上の猛暑日が続き、愛知県豊田市では 7 月に、小学 1 年生の男の子が校外学習後、熱射病で死亡する痛ましい事件がありました。

わが党は、新日本婦人の会と共に、昨年 2 回にわたり文科省に対し、ブロック塀の撤去・改修と合わせエアコン設置、および補助率増の要請を行ってきました。本市でも新日本婦人の会市内 7 支部が、市立小中高校の特別教室と体育館へのエアコン設置を陳情しました。

文科省は熱中症予防に適切な対応をと昨年各都道府県教育委員会に通知し、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が新設されましたが、普通教室優先で 1 年期限であるこ

となどから、今年度で小中学校の普通教室全てにエアコン設置が完了した本市では、課題となっている特別教室への対応を注目していたところです。今回の補正で、中学校の音楽室への設置が完了しますが、エアコン未設置の特別教室は、小中学校ともに今回初めて取り掛かる理科室のほか、美術（図工）室、家庭科室、技術室など多数に上ります。

子どもたちが生活の大半を過ごす学校は子どもたちの安全が最優先であるとともに、学習に集中できる環境を整える責任が教育委員会にはあります。2月6日の新日本婦人の会の教育文化委員会の陳情審査で、口頭陳情した小学生の子どもを持つお母さんは、「蒸し暑い中で、凍えるような寒い中で、理科の実験はできません。汗をかきかき歌を歌ったり器楽の演奏をしたりもできません。想像力豊かに絵を描いたり、ものを造ったり、裁縫をする環境ではありません。（略）体育館は、生活発表会など心を育む行事や入学式・卒業式などを行う大切な教育の場です」と訴えられました。

特別教室への取り組みが始まったことを歓迎し、更新時期に来ている職員室のエアコン、過酷な労働現場となっている給食調理室、「当面考えていない」としている体育館も含め早急に今後の計画をつくるよう求め、見解を伺います。④

以上で第1 質疑を終わります。

藤沢加代議員への答弁 ※第二質問以降の党議員の分は、基本的に要約。

■北橋市長（教室エアコン）

子どもたちのための安全で快適な学習環境の整備は市長としての重要な責務と考えている。市長就任以来、全国的な課題であった学校耐震化を終え、引き続き老朽化対策に着手するなど子どもたちの安全確保を優先で取り組んできた。これと並行して特別支援学校の新設及び整備、小学校の新設及び小中学校の建て替え、トイレの洋式化などに取り組むなど、学習環境の整備に重点的に予算配分をしてきた。

さらにこれからも建築後30年以上経過した学校が全体の約8割の165校あることから老朽化対策を進めていくとともに特別支援学校の整備やITC環境の整備など多額の費用を要する事業に取り組んでいかなければならない。

暑さ対策として当初は扇風機を設置しましたが、平成26年まずは普通教室のエアコン設置を決断し、教育委員会と協議しながら整備を進め、昨年12月に設置を完了した。特別教室へのエアコン設置は、議会の各会派から要望をいただいております。課題として受け止め、4期目の政策大綱にも特別教室等へのエアコン設置の検討など、快適の学校施設の整備に努めると掲げたところである。

今回昨年夏の猛暑をうけ、エアコン設置等に特化した1年限りの国の補助制度が創設されたことから、これを活用して中学校の音楽室、一部の小学校の理科室にエアコン設置する費用について予算調整権者として教育委員会と協議し補正予算を提案したものである。今後さらにエアコンの更新・設置をすすめるには、多額の費用が必要である。その他の学校施設整備などの予算との優先度を教育委員会と協議しながら努力を続けてまいりたい。

■教育長（常勤講師の給料表）

常勤講師は地方公務員法の臨時的任用職員として任用しており、正規教諭の代替として学級担任を受けもつなど本市の学校運営にとってなくてはならない存在である。しかしながら、常勤講師などの半数以上が今年度の正規教員採用試験を受験していない状況を考え見ますと、講師の方の中には臨時的任用と言う働き方を希望する方も一定数いるものとする。教育委員会としてはその職務・職責の重要性などをふまえて、指摘のあった給与月額の上限を来年度から廃止するなど処遇を改善しているところである。

一方、常勤講師はその任用形態が長期雇用を前提とした正規教諭とは異なることから、例えば教務主任や学年主任にあてることがない。正規教諭とは公務文章上の違いがある。また、職務内容としても、原則として新規採用教諭や教育実習生の指導に当たることはない。また、学校全体の行事の責任者になることもありません。このように正規教諭とは一部異なっている。以上のことから本市の常勤講師は正規教諭と異なる級に位置づけており、取り扱いは地方公務員法の服務給の原則に沿ったものと考えている。福岡県や福岡市など多くの自治体においても本市と同様の取り扱いであることを踏まえると、現時点で見直す考えはない。

（学校支援講師の処遇の改善）

学校における学習指導や生徒指導上の課題や状況に対応するために、平成 18 年度から学校支援講師を配置している。今年度は予算の範囲内であるが学級運営や生徒指導上の課題のある小学校において児童の問題行動の解決などを図るためにフレンドリー指導、また小中一貫連携教育のための講師、特別支援学級の在籍児童数が多い特別支援学級補助講師、こうした支援講師を配置しているがいずれも教員の補助的な業務を担っている。

学校支援講師を任用するにあたっては、担当する業務内容に加えて報酬や勤務時間、年次休暇などの勤務条件を説明し、理解してもらった上で任用している。なお、小学校では教諭免許を持つ講師希望者を任用する際に、私ども定数の充足ということを考えまして、学校支援講師ではなくむしろ常勤講師での任用を積極的に働きかけているが講師側の都合で自ら学校支援講師の任用を望む方も多くいらっしゃる。一方、中学校では常勤講師希望したものの教職員定数や教科の関係で学校支援講師での任用になった講師はいらっしゃる。このように小学校では講師に対して常勤講師の任用を積極的に働きかけていること、そして学校支援講師と常勤講師では業務内容やそれにもとづく責任の度合いが明確に異なっていることから処遇の差が教職員の定数の欠員が補充できない直接的な理由とは考えていない。

学校支援講師の処遇については、これまでも他の非常勤嘱託員と同様に市職員の給与の改定率を参考にしながら報酬を改善してきた。休暇等についても市全体の中で改善を図ってきている。今後とも学校支援講師の件無条件の改善については市全体の制度の中で適切に運用してまいりたい。

（新規採用枠の拡大）

来年度の新規教員の採用に向けて、この一年間さまざまな努力を行ってきた。教員採用試験志願者を 1 人でも多くするために、例えば前年度の一次試験合格者に対して一次試験免除

制度の導入、教員採用情報専用サイトの開設、新聞雑誌等での広報、教員養成課程の県外の大学などでの採用説明会を積極的に開催、現職正規教員を対象にした採用試験をはじめて東京で実施、こういった取り組みを行った結果、少なくとも過去20年間で最高となる910名の志願者を確保できた。その上で小学校教員、中学校教員、特別支援学校教員、養護教員、栄養教員合わせて前年度の230名を大幅に上回る385名の最終合格を出している。

ただ結果として、受験者数に対する最終合格数の倍率であるが、小学校教員では1.6倍、中学校教員では3.1倍、特別支援学校教員では1.4倍、全体では2.2倍という近年は最も低い倍率となっている。なお辞退者や採用取り消し者などを一定数見込んだうえで385名に最終合格しているが、3月末までに教員免許を取得することが条件であり、実際の採用者数は現時点では確定していない。

また、来年度実施の採用試験の採用予定者数は、今年度末の最終的な退職者数、任用者数などを総合的に勘案したうえで決定するため現時点では未確定である。正規教員の割合については、来年度以降の教員定数、今後の学級数の変動や国における施策の動向など不確定な要素も多いわけで、今後数年間は一定規模の採用を続け正規教員の確保及び正規教員の割合の向上に全力で取り組んでまいりたい。

最後に特別教室のエアコンに加えて、職員室、給食調理室、体育館の今後計画をとということであるが、今回補正予算は1年かぎりの国の補助制度としたものであるが、これは本来普通教室を対象の事業であったものを、文部科学省と鋭意調整して、何とか単年度で実施可能な最大限のエアコン設置計画ということで認めていただいた。残りの特別教室、給食調理室、職員室などの管理室などへの更新は、今後の課題であると考えている。

しかしながら実際の費用であるが、例えば職員室、保健室の管理室であるが、設置後15年経過で一斉に更新の時期を迎える、15年を超えたエアコンの更新だけでも、約12億円の費用がかかる。残りの特別教室にすべてエアコン設置すると約55億円。市の事業では実施はなかなか困難かと思う。この様なことから残りの特別教室のエアコン設置については、国の補助事業の動向や児童・生徒の安全にかかわる大規模改修事業、長寿命化改修事業、外壁改修事業、ICT環境事業など、さまざまな事業の優先度などを検討しながら、予算調整権者である市長と協議してまいりたい。

◎藤沢議員の第2質問（特別教室のエアコン設置）

特別教室のエアコン設置はいつまでに終了するのかお尋ねします。

■教育長

特別教室のエアコンについては各会派から要望をいただいて、課題として受け止めていたが、今回1年限りの国の補助制度ができたので最大限活用した。本来普通教室だけだと当初言われていたのですが、なんとか交渉して認めていただいた特別な事情がある。残りの小学校理科室について、今のところいつだという目途はたっていない。

◎藤沢議員の第3質問（特別教室のエアコン設置）

音楽室、理科室の次の特別教室へのエアコン設置の順番があればお答えください。

■教育長

理科室がそういう状況なので、その次ということは念頭にはないが、学校からの要望については、小学校では1番が理科室、2番目音楽室、3番目が図工室の要望、中学校だと音楽室、美術室、こいした要望があることを現時点では受け止めている。

◎藤沢議員の第4質問（体育館のエアコン設置）

体育館は防災の施設として防災の観点からの補助金も考えますが、体育館も子どもたちの教育の場です。課題に入れるべきではないか。

■教育長

子どもたちの環境と言う観点からしますと、6月から7月は、小学校は水泳の授業が中心、体育館ですとすることではない。避難所と言う観点からすると、普通教室、特別教室が整備されれば、学校に避難される場合はそういうところを一時的に緊急的に対応することもできるのではないかと思う。試算してみますと仮に全体体育館にエアコンを設置すると約92億円かかる。なかなかそこまで一気にいかないのかなと思う。

◎藤沢議員の第5質問（常勤講師と教諭の給与格差）

30歳では、常勤講師と教諭の差は70万円、40才では180万円、この格差についてどう思いますか。学校支援講師はスタート時で80万円、30才で160万円であまりにもひどすぎるが、教育長の所感を。

■教育長

先ほど答弁したように、仕事の内容がちがうのがベースだと思う。それから学校支援講師の中にも常勤講師に代わりませんかと言われても、声をかけても7割ぐらいの方が、学校支援講師がいいと言われる。

◎藤沢議員

市役所の中で非正規がひろばっている。これを改善することが必要であることを訴えてお
わります。

以上